

Q2 急に弁護士から「今月末で解雇だ」と言われました。弁護士から解雇予告手当の話もありませんでした。あまりにもショックだったので、解雇の理由はまだ聞いていません。こんな形で解雇させられることに納得できないのですが、これからどうしたらいいですか？

A2 まず、大事なことは、雇用主は、雇用主の勝手な都合で、労働者を解雇することはできず、解雇には、それ相応の理由が必要だということです。

ですから、今回のようなケースの場合、あなたが、雇用主にまず解雇理由を聞き、解雇理由に納得がいかなければ、当然、争うことができます。

仮に、解雇を受け入れる場合であっても、雇用主は、労働者に対して、30日前に解雇の予告をしなければいけません。「明日から来なくていい」なんていう解雇は出来ないのです。解雇予告がない場合には、解雇予告手当（30日分の平均賃金）を支払う義務が生じますので、請求しましょう。ちなみに、解雇予告が10日前なら、20日分の平均賃金を請求することができます。

具体的に、解雇理由に納得がいかない、また解雇予告手当金を支払ってくれないなどお困りのことがあれば、どうぞ組合へご相談下さい。